#### 住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ



伊賀市

## 伊賀市住民税非課税世帯等 物価高騰支援給付金の追加支給について

令和5年度住民税均等割非課税世帯に対して追加で給付金を支給します。 給付金を受給するためには、**裏面の手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **7** 万円 (1回限り)

## 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を<u>受理し</u>た日から2週間後が目安です。

※伊賀市から支払い通知は送付しませんので 通帳等をご確認ください。

## 支給対象者について

2023(令和5)年12月1日時点において伊賀市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯。

ただし、住民税が課税されている者からの扶養親族のみで構成される世 帯を除きます。

## 案内について

課税情報を基に対象者と見込まれる方には2024(令和6)年1月中に案内を発送します。ただし、市民税の申告を行っていない方や他市町村から転入された方は、案内が届かない場合がありますので、お問い合わせください。

### 申請期限

2024(令和 6)年 3月15日 (金) ※必着



### 給付金の支給手続き

#### 世帯全員が、2023(令和5)年1月1日以前から伊賀市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、伊賀市から給付内容や確認事項が書かれた書類が届きます。
- 下記の確認事項に、変更が無いかを確認してください (要返信)。【確認事項】
  - ①記載された支給口座に誤りがないか
  - ②課税者からの扶養親族のみで構成されている世帯ではないか
  - ③課税となる未申告の所得がないか
  - ④他の市区町村で給付金を受け取っていないか



#### 世帯の中に、2023(令和5)年1月2日以降に伊賀市へ転入した方がいる場合

- 課税状況が確認できた世帯には、伊賀市から給付内容や確認事項が書かれた書類が届きますので、上記の場合と同じように手続きを行ってください。
- 伊賀市で課税状況が確認できないなど、給付金を受け取るには、

申請が必要な場合があります。

申請書に必要事項を記入して、添付書類(非課税証明書など) と一緒に伊賀市の窓口に、直接または郵送でご提出ください。





# 伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

#### お問い合わせ



#### 伊賀市 生活支援課

「住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金」窓口

電話番号: 0595-22-9674

受付時間:8時30分から17時15分まで

(土・日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く)

